

各(総合) 振興局産業振興部長 様
地域産業担当部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」における特別措置を踏まえた営繕工事に適用する令和4年度の市場単価に関する運用の試行について

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(令和4年2月18日付け国不建キ第27号)において、新型コロナウイルス感染症の影響下である事を踏まえ、賃金の押し下げをできる限り取り除くために単価を補正する特別措置が講じられているところです。

このことについて、建設部建築局より市場単価に係る運用を試行する旨の報告を受け、農政部発注営繕工事においても次のとおり、試行することとしたので通知します。

記

1 工事費の積算方法

「2 市場単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した単価により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2 市場単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法は以下による。

(1) 令和5年1月度単価(10月単価と変更なし)

市場単価と補正市場単価は、表-1の対象工種について、同表の補正率を用いた以下の式により補正する。

○市場単価×補正率

○補正市場単価×補正率

表-1 補正の対象工種^{注)}と補正率

建築工事

対象工種	補正率
全ての工種	1.01

電気設備工事

対象工種	補正率
「フルボックス用接地端子」、「防火区画貫通処理金属管・丸型用」以外の配管工事	1.01
配線工事	1.01
接地工事(屋外)	1.01

機械設備工事

対象工種	補正率
全ての工種	1.01

注) 対象工種に属する全ての規格・仕様に適用する。

なお、対象工種の区分は、「公共建築工事積算基準等資料(令和3年3月26日改定)」第4編 第1章表A-1、E-1、M-1の工種(ただし、表中「市場単価及び補正市場単価改修補正率」に記載のある場合は当該区分)による。

また、表-1の補正率を他の補正率に乗じる場合、乗じた後の補正率の値は、少数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

3 入札公告及び特記仕様書への記載について

- (1) 本補正を適用する工事については、入札公告に別紙1の記載例を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。
- (2) 本補正を適用する工事については、特記仕様書に別紙1の記載例を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。

4 適用時期等

令和5年3月22日以降に入札する工事に適用する。

〔 設計積算係 内線 27-186
調整係 内線 27-169 〕

別紙 1

【入札公告記載例】

1 入札に付する事項

() 「『令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』における特別措置を踏まえた、営繕工事に適用する令和 4 年度の市場単価に関する運用の試行」の対象工事
この工事は、市場単価のうち対象となる工種に、補正係数を乗じて予定価格を算出する
試行対象工事である

【特記仕様書記載例】

○本工事は「『令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』における特別措置を踏まえた、営繕工事に適用する令和 4 年度の市場単価に関する運用の試行」の対象工事である。